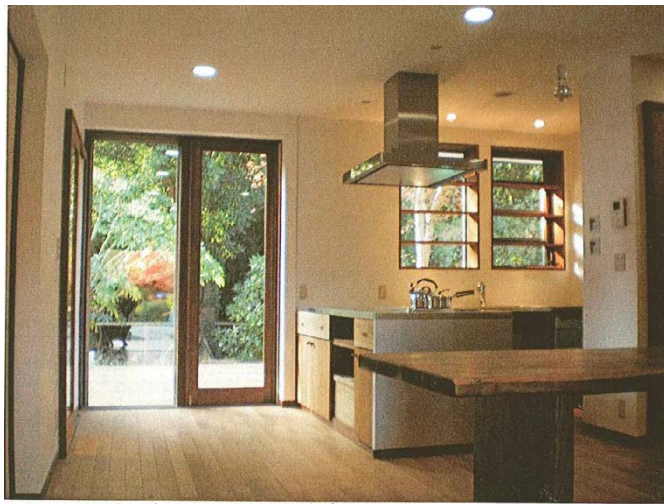
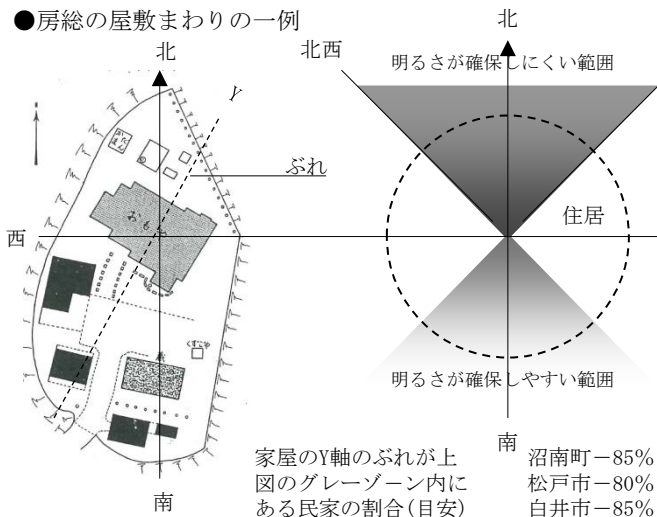


採光に不利な位置にある改修前のダイニングキッチン

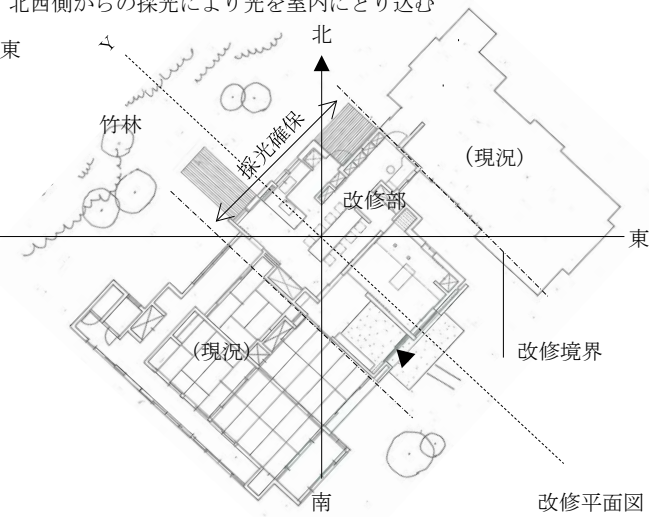


北西側からの採光により光を室内にとり込む

●房総の屋敷まわりの一例



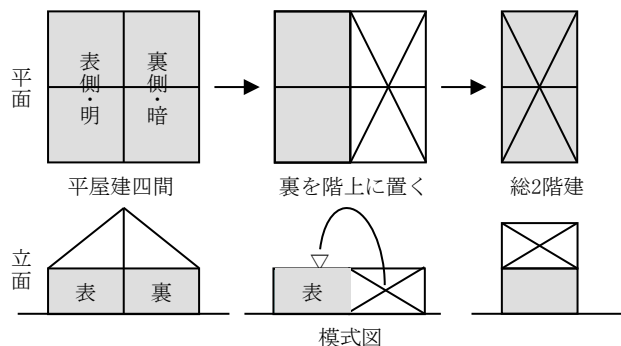
家屋のY軸のぶれが上図のグレーゾーンにある民家の割合(目安)
 沼南町-85%
 松戸市-80%
 白井市-85%



改修平面図

伝統民家の改善課題のひとつに「明るさ」の確保がある。

「暗さ」の基本原因は、奥行きが深い矩形平面にある。間取りはそれに拘束されながら、分節することになる。多くは田の字型の座敷配置となり、物理的に表側と裏側の部屋に分かれる。この平屋建て田の字型平面の裏側2室を、表側2室の上にそっくり載せると、現代戸建住宅の総2階形式になる。明るさの点ですべての部屋が南に面することも可能である。無論、総2階建は明るさの確保が目的ではなく、敷地条件に起因する。伝統町家に2階建が普及したのも敷地条件が理由のひとつにある。農家住宅においては、その大半は平屋のまま推移している。なお模式図は総2階建への変換であるが、逆の場合は、平屋建て化となる。



●採光部位

採光部の位置は、壁面ないしは屋根面の2つの方法がある。

①壁面

伝統民家の壁は、一般的に築年代がさかのぼるほど壁量が多くなり採光部分が少なくなる。また現在の「窓」形式ではなく、大半が出入可能な「掃きだし式」である。採光は柱と柱の間の柱間装置として確保することになる。

さらに伝統民家では、柱間だけでなく、鴨居や指し鴨居さらに上部の欄間や明かり障子等の高さ方向の対応が必要である。房総民家では敷居から鴨居までの高さは1760mm前後であり、高さは十分とは言えない。また鴨居の造作方法によるが、貫等の構造補強と複合的に組み合わせている場合が多い。採光部はこれらの高さ、工法に拘束されるが、鴨居上部の下がり壁、明かり障子、明かり欄間等との一体的活用が期待できる。

採光位置では、北側採光は「裏」空間に対して有効性が高く通風を兼ねる上でも合理性がある。

【指針】採光は「裏・表」が共に明るくする手法として、①民家の奥行きはおおむね5間前後で定形的であるため、表・裏一体空間として可能なリビングダイニング等の用途を検討する。②表・裏の分節が必要な場合「透過性の高い建具」ないしは「全引き込み式建具」が有効である。③非耐力壁であれば、光の透過性・断熱性のある複層ガラス等を壁材として活用し、同時に熱損失を避けるために引き込み型の太鼓張り障子等と併用すると明るさの確保に有効である。

②屋根 (天窓採光)

伝統民家の屋根は茅葺金属覆い屋根と瓦葺に分かれるが、屋根面からの採光は葺瓦葺の場合でも、屋根下地が土置き式が多い。不可能ではないが、モヤ・屋根垂木・野地板・防水処理・瓦棧等、屋根層と構造材の改修工事となると推察される。

【指針】屋根面からの採光工事は、コスト・工事範囲・仮設工事等の増加、採光部からの高さ、下地の土居葺き劣化、構造補強、施工対応等を所有者と慎重に検討する必要があるが、対費用効果から実施は難しい。